

## 保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の 支給対象期間の延長に関する手続及び要件の周知（概要）

### —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省の行政相談には、公共職業安定所に支給を申請する育児休業給付金に関し、子が保育所に入所できないので、子の1歳以後の期間も育児休業せざるを得ないのに、育児休業給付金の支給対象期間の延長が認められなかったなどとする相談が平成24年4月1日から27年10月31日までの間に全国で12件寄せられています。

#### 【育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する相談の例】

- 延長申請には、あらかじめ市町村に保育所の入所申込みを行っている必要があったが、そのことを知らなかったため、入所申込みを行っておらず、やむなく延長申請を断念した。
- 延長申請に必要な添付書類である保育所に入所できないために子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことを証明する書類が市町村から発行されなかったため、申請を断念した。

このことについて、総務省行政評価局が行政苦情救済推進会議（座長：秋山收 元内閣法制局長官）に諮ったところ、「国が少子化対策に取り組む中、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続や要件の周知について、全国的な改善を求めることは極めて大切である」等の意見があり、同意見を踏まえ、平成28年10月28日、厚生労働省に改善をあっせんしました（注）。

（注）12件の相談のうち4件については、総務省関東管区行政評価局、九州管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所がそれぞれの行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、合わせて12の都道府県労働局にあっせんを行い、それらの都道府県労働局では、既に一定の改善措置が講じられている。しかしながら、行政評価局では、全国的な課題として行政苦情救済推進会議に付議した。

#### 【問題の態様とその原因】

育児休業給付金の支給対象期間の延長申請を断念した又は延長が認められなかったとする相談の申出において、そのような事態が生じた原因等は、次のようなものである。

##### ① 育児休業給付金の受給者（以下「受給者」という。）及び事業主への延長申請の手続及び要件の周知不足

厚生労働省は、育児休業給付金の支給の手続及び要件について、パンフレットやホームページで説明している。しかし、支給対象期間の延長申請に関しては、i) 保育所の入所申込みを行っているが、入所できないために子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことを証明する市町村が発行する書類（以下「証明書等」という。）が必要であることが分かりにくく、また、ii) 証明書等に記載される保育所の入所希望日は子の1歳の誕生日前の日付でなければならないが、そのことについての説明はない。

このため、受給者や事業主がそれらの要件を十分に承知していなかったものがある。

## ② 育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る市町村の配慮不足及び証明書等の不交付

厚生労働省は、平成17年3月及び18年7月の2回にわたり、都道府県を通じて市町村に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請においては市町村が発行する証明書等が必要であることなどを周知するとともに、その運用に遺漏がないよう協力を求めている。

しかし、市町村の中には、受給者や事業主が保育所の入所の相談や申込みを行ったものの、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請への配慮が足りず、自らの保育所の入所手続きにこだわる余り、子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことが明らかであるにもかかわらず、証明書等が発行されなかったものがある。

## ③ 子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことの確認に係る公共職業安定所の対応の差異

公共職業安定所において、市町村から発行された証明書等に記載された保育所の入所希望日が子の1歳の誕生日以後の日付であることを理由として、延長が認められなかったものがある。

一方で、公共職業安定所の中には、証明書等に記載された入所希望日が子の1歳の誕生日以後の日付であったため、一旦は延長が認められないとしたものの、市町村に照会し、当該市町村の保育所の入所手続では入所希望日をやむを得ず子の1歳の誕生日以後の日付とせざるを得なかった事情や子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことを確認し、延長を認めたものがある。

### 【あっせん要旨】

厚生労働省は、少子化対策及び仕事と子育ての両立支援を図る観点から、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 支給対象期間の延長に関する手続及び要件について、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること。
- ② 延長申請においては、当面保育所において保育が行われなかったことの証明書等が市町村から交付される必要があることについて、市町村に対し、改めて周知を図るとともに、協力を求めること。
- ③ 公共職業安定所が延長申請の要件を確認する際は、引き続き、必要に応じ、市町村に対し申請者の子について保育所における保育が行われなかった実態の確認を行うよう通知すること。

### 【あっせんによる効果】

保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関して、申請に必要な添付書類の不備等によって延長申請を断念したり、延長が認められないケースの未然防止が図られるとともに、円滑な手続が期待できる。

## 本件に係る制度の概要等

### 1 保育が行われないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長の要件等

#### (1) 育児休業給付

育児休業給付は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。）に規定されている失業等給付のうちの雇用継続給付の一つであり、労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業を予防し、労働者の福祉の増進を図るものである（法第 10 条第 1 項）。

育児休業給付金は、雇用保険の一般被保険者（以下「被保険者」という。）が、1 歳未満の子を養育するため育児休業（注 1）をした場合、子が 1 歳に達する日（注 2）前まで支給されるものであったが、平成 17 年度から、子が 1 歳に達する日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合は 1 歳 6 か月に達する日前まで支給が延長されることとなった（法第 61 条の 4）。

（注 1）被保険者が日々雇用を除く労働者である場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）により、被保険者が事業主に申し出ることによって育児休業をすることができ、事業主は、その申出を拒否できないとされている。

（注 2）「子が 1 歳に達する日」は、その子の 1 歳の誕生日の前日であり、「子が 1 歳に達する日後の期間」は、1 歳の誕生日以後の期間となる。

育児休業給付金の受給者数は、年々増加しており、平成 22 年度における初回受給者数は 20 万 6,036 人、延長支給の受給者数は 2 万 4,912 人であったものが、26 年度は、それぞれ 27 万 4,935 人（22 年度の 1.33 倍）、5 万 8,801 人（同 2.36 倍）となっている。

#### (2) 育児休業給付金の支給対象期間の延長の要件

育児休業給付金の支給対象期間の延長を受けるための要件は、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が 1 歳に達する日後（1 歳の誕生日以後）の期間について、当面その実施が行われない場合とされている（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 101 条の 11 の 2 第 1 号）。

このように、受給対象期間の延長申請に際しては、あらかじめ保育所の入所申込みを行っている必要がある。

#### (3) 公共職業安定所における延長申請の取扱い

公共職業安定所では、延長申請に際して、市町村に対して保育所の入所申込みを行っているが、入所できず、当該子が 1 歳に達する日後（1 歳の誕生日以後）の期間について、保育が実施されないことを証明する「市町村より発行された証明書等」を申請者から提出させ、それにより、次のことを確認することとされている（「雇用保険に関する業務取扱要領」（平成 22 年 12 月 28 日付け職発 1228 第 4 号））。

- ① 保育利用（保育所への入所）の申込みに係る子が対象育児休業の子と同一であること。
- ② 子の1歳の誕生日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていること。

なお、公共職業安定所では、「市町村より発行された証明書等」の記載のみでは、保育利用が可能となっていないことが明らかにならない場合には、市町村に支給対象期間の延長に係る証明を求めよう事業主を通じて被保険者を指導することとされている。

## 2 厚生労働省による育児休業給付金の支給対象期間の延長申請の受付及び要件の周知

育児休業給付金の支給対象期間の延長については、厚生労働省（本省）が被保険者・事業主向けに作成したパンフレット「育児休業給付の内容及び支給申請手続について 被保険者・事業主のみなさんへ」（以下「パンフレット」という。）及び厚生労働省のホームページの「ハローワークインターネットサービス」において、手続や要件等が説明されている（表1参照）。

表1 厚生労働省のパンフレット及びハローワークインターネットサービスにおける支給対象期間の延長に関する記載内容

媒体別	記載内容
パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> <li>① パンフレットの3ページには、「支給対象期間の延長について」の説明があり、「延長事由」について「育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」とされ、さらに、ここでいう保育所はいわゆる無認可保育所が含まれないことや「なお、保育所による保育の申込み時期等については、市町村にご確認願います。」と注書きされている（参考2参照）。</li> <li>② 一方、パンフレットの8ページには「支給対象期間の延長手続」の説明があり、「確認書類」について「市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など当面保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類」とされている（参考2参照）。</li> </ul>
ハローワークインターネットサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「延長理由」に、パンフレットの「延長事由」及び注書きと同様の説明がなされている（参考3参照）。</li> <li>② 「支給対象期間の延長手続」において、「確認書類」について「市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など当面保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類」とされている（参考3参照）。</li> </ul>

(注) パンフレット及びハローワークインターネットサービスに基づき当局が作成した。

## 3 厚生労働省からの市町村に対する依頼

厚生労働省は、平成17年3月31日及び18年7月5日の2回にわたり、都道府県を通じて市町村に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請においては市町村が発行する証明書等が必

要であることなどを周知するとともに、その運用に遺漏がないよう協力を求めている(表2参照)。

表2 厚生労働省が都道府県を通じて市町村に協力を求めた通知文書

発出年月日	平成17年3月31日	平成18年7月5日
文書名	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」(平成17年3月31日付け雇児保発第0331002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	「1歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付(育児休業基本給付金)を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実を証明する書類について」(平成18年7月5日付け雇児保発第0705002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
内容	<p>育児休業給付金の申請においては、市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書など、<u>当面保育所において保育されない事実を証明することができる書類を提出することとされているので、(略)、管内の市町村並びに関係職員及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。</u></p>	<p>育児休業給付金の申請に当たり、入所不承諾の通知書(略)など、<u>当面保育所における保育の実施が行われない事実を証明する書類を提出することとされている。</u>  <u>しかしながら、一部の市町村においては、入所不承諾の通知書の交付に至っていないが、現実に保育所を利用できない者に対し、当該事実に関する何らかの証明もなされていない結果、育児休業給付金の申請に支障が生じている場合がある。</u>このため、こうした者に対し、<u>子が1歳に達する日後の期間について保育が行われない旨の書面の交付等を行うことについて、管内の市町村並びに関係職員及び関係団体等の協力が得られるよう周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。</u>  (略) <u>育児休業給付金の申請に必要な書類としては、「市町村から、少なくとも、子が1歳の誕生日において保育が行われない旨」が明らかにされている書類であれば足り、(略)、「入所不承諾通知書」といった名称の書類である必要はない。</u></p>

(注) 1 厚生労働省の通知文書に基づき当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

## 本件に係る調査結果等

## 1 相談内容の態様とそれが生じた理由

平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 10 月 31 日までの間に総務省に寄せられた行政相談 12 件について、その態様とそのような事態が生じた理由についてみたところ、次のとおりである（表 3 参照）。

## ① 受給者及び事業主への延長申請の受付及び要件の周知不足（9 件）

- i) 保育所の入所申込みが必要であることを承知していなかったことから、入所申込みを行っておらず、延長申請を断念せざるを得なかった（3 件）。
- ii) 申請書に添付する証明書等に記載されている保育所の入所希望日は、子の 1 歳の誕生日前の日付でなければならないことを承知していなかったことから、支給対象期間の延長は認められないとされた（5 件）。
- iii) 延長申請の受付及び要件を承知していなかったため、それらを問い合わせた（1 件）。

## ② 育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る市町村の配慮不足及び証明書等の不交付（3 件）

- i) 市町村の保育所の入所申込手続上、入所希望日を 1 歳の誕生日以後にせざるを得ないとされた。また、証明書等も発行されなかったため、延長申請を断念せざるを得なかった（1 件）。
- ii) 市町村の保育所の入所申込手続上、入所希望日を 1 歳の誕生日以後にせざるを得ないとされた。保育所の入所希望日が子が 1 歳の誕生日以後の日付である入所不承諾の通知書などを添付し延長申請をしたが、延長は認められないとされた（1 件）。
- iii) 受給者は、市町村の誤った説明により入所申込みが行われているものと誤解していた。そのことを市町村に申し出たが、延長申請に必要な証明書等は発行されなかった（1 件）。

表3 育児休業給付金の支給対象期間の延長申請に係る申出の概要

申出が生じた主な理由	申出の態様	件数
<b>① 受給者及び事業主への周知不足</b>		<b>9</b>
受給者及び事業主が延長申請には保育所の入所申込みを行っていることが必要であることを承知していなかった。	保育所の入所申込みを行っておらず、延長申請を断念した。	3
受給者及び事業主が証明書等における入所希望日が子の1歳の誕生日前でなければならないことを承知していなかった。	保育所の入所希望日が子が1歳の誕生日以後の日付である入所不承諾の通知書などを添付して延長申請をしたが、延長は認められないとされた。	5
そもそも延長申請の手続及び要件を承知していなかった。	延長申請の手続及び要件に関する問合せ。	1
<b>② 市町村の配慮不足及び証明書等の不交付</b>		<b>3</b>
市町村の保育所の入所申込手続上、入所希望日を1歳の誕生日以後にせざるを得なかった。また、証明書等も発行されなかった。	延長申請に必要な証明書等が市町村から発行されなかったため、申請を断念した。	1
市町村の保育所の入所申込手続上、入所希望日を1歳の誕生日以後にせざるを得なかった。	やむを得ず、保育所の入所希望日が1歳の誕生日以後の日付である証明書等（入所不承諾の通知書）を添付して延長申請をしたが、延長は認められないとされた。 (ただし、その後、相談者が公共職業安定所に事情を説明した結果、公共職業安定所が当該市町村に対し、保育所の入所手続等を照会し、延長が認められた。)	1
受給者は市町村の誤った説明により入所申込みが行われているものと誤解していた。そのことを市町村に申し出たが、延長申請に配慮してもらえず、証明書等は発行されなかった。	延長申請に必要な証明書等が市町村から発行されなかったため、申請を断念した。	1
計		12

(注) 平成24年4月1日から27年10月31日までの間に寄せられた行政相談に基づき当局が作成した。

## 2 受給者及び事業主への延長申請の手続及び要件の周知不足

厚生労働省は、パンフレット及びハローワークインターネットサービスにおいて、延長申請の手続や要件等を説明している。しかしながら、次のとおり、受給者及び事業主にとっては、分かりにくいものとなっている。

- ① パンフレットは、支給対象期間の延長に関する手続や要件等の説明に特化したものではなく、育児休業給付金の内容やその申請手続、要件等に関する総合的なパンフレットであり説明事項が多く、支給対象期間の延長に係る説明は、パンフレットの3ページと8ページに分かれて記



載されている。

- ② パンフレットでは、i) 3 ページにおいて、支給対象期間の延長事由について、「育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」と記載されており、ii) 8 ページには「支給対象期間の延長手続」の説明があり、「確認書類」について「市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など当面保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類」と記載されている。この説明内容から、受給者及び事業主は、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請について、次の a) から c) のことをあらかじめ承知しておく必要があるが、分かりにくく、特に、証明書等に記載されている保育所の入所希望日が子の1歳の誕生日前でなければならないことは明記されていない。
- a) 延長申請に先立って市町村の保育所の入所申込みを行う必要があること。
  - b) 保育所に入所できないために子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことの証明書等について市町村からの発行を受けること。
  - c) 市町村が発行する証明書等に記載されている保育所の入所希望日が子の1歳の誕生日前でなければならないこと。

### 3 育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る市町村の配慮不足及び証明書等の不交付

厚生労働省は、平成17年3月31日及び18年7月5日の2回にわたり、都道府県を通じて市町村に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請においては市町村が発行する証明書等が必要であることなどを周知するとともに、その運用に遺漏がないよう協力を求めている。

しかし、育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る市町村の配慮が不足しており、証明書等が交付されなかったとする申出が3件あり、中には、次のような事例がみられた。

#### 【育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る市町村の配慮が不足し、証明書等が交付されなかった事例】

A市の保育所の入所手続においては、入所日は各月の1日とされている（月の途中を入所希望日とする申込みは受け付けられない）。入所申込みの受付は、入所しようとする月の2か月前の月末までである。

入所可能年齢を1歳としている施設においては、入所日（各月1日）の時点で1歳に達していることが要件とされており、原則として、子の1歳の誕生日の翌月の1日が入所日となる。ただし、子が1歳に達した日から復職を希望する保護者が多いことから、A市はこれに配慮し、特例として、子の1歳の誕生日が1日から15日までの場合は、その誕生日が属する月の1日を入所日とする申込みを受け付けることとしている。一方、子の1歳の誕生日が月の16日から31日までである場合は、A市の単独事業である「一時預かり事業」が月に15日まで利用可能であることから、誕生日からその翌月の1日（入所日）までの間に保育所に代えて保育の必要がある場合は、この一時預かり事業を利用することが可能であるとして、入所日は飽くまで子の1歳の誕生日の翌月の1日とされ



ている。

A市の住民である相談者は、子の1歳の誕生日（6月24日）を入所希望日とする保育所の入所申込みをしようとしたが、A市からは、誕生日の翌月の1日を入所日とする入所申込みしか受け付けられないとされ、保育所に入所できないために子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことの証明書等は発行されなかった。

その結果、相談者は、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請を断念せざるを得なかった。

(注) A市及び相談者からの聴取結果に基づき当局が作成した。

#### 4 子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことの確認に係る公共職業安定所の対応の差異

総務省に寄せられた行政相談12件の中には、公共職業安定所において、市町村から発行された証明書等に記載された保育所の入所希望日の子の1歳の誕生日以後の日付であることを理由として延長が認められなかったものが5件ある一方で、同様に証明書等に記載された入所希望日の子の1歳の誕生日以後の日付であったが、公共職業安定所が当該市町村の保育所の入所手続等を確認した結果、延長が認められたものが、次のとおり1件ある。

#### 【公共職業安定所の子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないこと等を市町村に確認して延長が認められた事例】

B区は、保育所の入所に関する取扱いにおいて、2月及び3月には入所させないこととしている。B区の住民である相談者は、子の1歳の誕生日が3月20日であることから、やむを得ず保育所の入所希望日を子の1歳の誕生日以後である4月にして入所申込みを行い、B区が発行する証明書等を添付して公共職業安定所に延長申請を行った。

しかし、証明書等に記載されている保育所の入所希望日の子の1歳の誕生日以後の日付であったことから、一旦は公共職業安定所から延長は認められないとされた。

そこで、相談者が公共職業安定所に対し、保育所の入所希望日を子の1歳の誕生日以後にせざるを得なかった事情を説明したところ、公共職業安定所は、B区に対し保育所の入所手続等を照会した。その結果、B区の保育所の入所手続では、相談者は入所希望日を子の1歳の誕生日以後にせざるを得なかったことや、保育所に入所できないために子の1歳の誕生日以後において保育が実施されない事実が確認できたため、延長が認められた。

(注) 公共職業安定所及び相談者からの聴取結果に基づき当局が作成した。

## 本件相談に係る厚生労働省の意見

## ○ 育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件について、受給者及び事業主に対し、より分かりやすく周知することについて

申請者本人及び申請を代行する事業主に対して、育児休業給付の延長に係る要件や必要となる書類等についてリーフレットを作成し、ハローワークに育児休業給付の申請に訪れる事業主等を通じて、申請者本人に当該リーフレットを配布し、周知を図っていくことが効果的であると考えている。

なお、育児休業給付の申請については、郵送、電子申請が行われることがあり得ることから、事業主等を通じて直接リーフレットを配布することができない場合も想定されるため、厚生労働省及び都道府県労働局のホームページに当該リーフレットを掲載するほか、ハローワークにもリーフレットを備え付け、広く周知を図っていくことを検討している。

## ○ 保育が行われない事実を証明することができる証明書等が市町村から交付される必要があることについて、市町村に対し、改めて周知を図るとともに、協力を求めることについて

平成 18 年 7 月 5 日付け雇児保発第 0705002 号の通知「1 歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付（育児休業基本給付金）を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実を証明する書類について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、市町村（保育担当）に対しては、育児休業給付の延長を希望する者から、保育所の入所について相談や申込みを受けた際に、円滑に育児休業給付金の延長手続が図られるよう、育児休業給付の延長の意義や申請の手続や要件について周知を図っているところであるが、適切な対応がなされるよう再度周知を図る。

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）

構成員は、次のとおり。

- (座長) 秋山 收 元内閣法制局長官
- 江利川 毅 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長
- 小野 勝久 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
- 小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授
- 高橋 滋 法政大学法学部教授
- 松尾 邦弘 弁護士、元検事総長
- 南 砂 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長

パンフレット「育児休業給付の内容及び支給申請手続について 被保険者・事業主のみなさんへ」（抜粋）

（パンフレットの 3 ページの抜粋）

☆ 支給対象期間の延長について

保育所における保育の実施が行われないなどの以下のいずれかに該当する理由により、子が 1 歳に達する日以後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が 1 歳 6 か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

（略）

【延長事由】

イ 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が 1 歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

注) ここでいう保育所は、児童福祉法第 39 条に規定する保育所をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。

なお、保育所による保育の申込み時期等については、市町村にご確認願います。

（略）

（パンフレットの 8 ページの抜粋）

支給対象期間の延長手続

【確認書類】

（略）

支給対象となる期間の延長事由等を記載して支給申請書を提出する際には、7 頁の確認書類に加えて、

「市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など当面保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類」

（略）

（注）下線は当局が付した。

厚生労働省職業安定局がホームページ上で提供している雇用関係情報「ハローワークインターネットサービス」(抜粋)

育児休業給付について

概要

(略)

【延長理由】

1. 育児休業の申出に係る子について、保育所(注意3)における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日(注意2)後の期間について、当面その実施が行われない場合

○ 注意事項

注意3 : ここでいう保育所は、児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。

(略)

手続き

(略)

4. 支給対象期間の延長手続き

【手続きの方法】

支給対象期間の延長の取扱いを受けるためには、以下のいずれかの際に「育児休業給付金支給申請書」に必要な記載を行い、延長事由に該当することを確認することができる書類を添えて提出することが必要です。

(略)

【確認書類】

支給対象となる期間の延長手続きに係る支給申請書を提出する際には、2. の添付書類に加えて、以下の書類が必要となります。

- ・「市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など当面保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類」

(注) 下線は当局が付した。

## 関係法令

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）（抄）  
第 61 条の 4 育児休業給付金は、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあっては、一歳六か月）に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（略）に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であったときに、支給単位期間について支給する。  
2～7 （略）
- 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）（抄）  
第 101 条の 11 の 2 法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。  
一 育児休業の申出に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する 保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する 認定こども園 又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する 家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合  
二 （略）

(注) 下線は当局が付した。